

市第64号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する 条例の一部改正

<改正理由及び概要>

本年 10 月 11 日、本市人事委員会から、期末・勤勉手当について、民間の支給割合との均衡を図るため、0.1 月の引上げを行い、6 月期及び 12 月期の勤勉手当に配分する旨の勧告を受けました。

※ 月例給については、91 円 (0.02%) の公民較差が生じましたが、較差が小さいことから、改定を行わないこととされました。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、本市職員の勤勉手当の支給割合を改定するため、次のとおり提案します。

1 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るための引上げ (0.1 月) を行うために、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月引き上げます。なお、平成 29 年度については、12 月期の勤勉手当を 0.1 月引き上げます。

<平成 30 年度以降の期末・勤勉手当支給割合の内訳>

		6 月			12 月			年間支給 月数
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
再任用 職員以外	一般職員	1.25	0.85→0.90	2.10→2.15	1.40	0.85→0.90	2.25→2.30	4.35→4.45
	管理職員	1.05	1.05→1.10		1.20	1.05→1.10		
再任用 職員	一般職員	0.65	0.425→0.45	1.075→1.10	0.80	0.425→0.45	1.225→1.25	2.30→2.35
	管理職員	0.55	0.525→0.55		0.70	0.525→0.55		
特別職・議員		2.10 → 2.15			2.25 → 2.30			4.35→4.45

2 施行期日

公布の日